

# しまねの土地改良だより

平成26年9月1日発行(第42号)

水土里ネット島根

## “よずくの里”で棚田の情報交換会を開催

“しまねの棚田ネットワーク”は8月6日大田市温泉津町西田のコミュニティ「よずくの里」で、県内各地で取り組まれている棚田の保全活動などについて情報交換会を開催した。

開会にあたり島根県農村整備課資源保全スタッフの大谷和彦調整監は「地域での活動は地域全体で取り組むことが大切で、さらに継続して取り組むことが重要である。この会で各ネットワーク組織の活動内容や苦労話を参考にさせていただき、今後の活動を進めていただきたい」と挨拶。引



地域の取り組みについて講演する中井秀三会長

続き開催地の西田ヨズクハデ保存会の中井秀三会長が「保存会では木炭製造グループを設立し、経験者3名を中心に8名で築窯から木材の伐採、炭の生産を行い、近年では小学生の体験学習を兼ねた世代間交流を実施。また以前は100基以上もあったヨズクハデは現在3戸の農家で15基に減ったものの、伝統農法を後世に残すためにヨズクハデ保存会を設立して伝承保存に努めるなど、地域の活性化に繋がる活動をしている」と、集落地域活動の取り組みや保存会の活動状況などについて紹介を行った。

この日は、各棚田地域や県、市町の関係者など40名が参加し、県からの情報提供、各棚田組織からの取組報告や意見交換会などが行われたほか、参加者全員で集落にヨズクハデの作り方を教えたとされる海神を祀る水上神社への参拝も行われた。

全国的に中山間地域の農業・農村が見直される中、とりわけ棚田地域はその多面的な機能の重要性や日本の原風景といわれるほどの景観の素晴らしさから全国各地で棚田の保全活動が盛んに行われ、県内においてもそれぞれの地域で棚田のオーナー・トラスト制度、田んぼの学校、棚田祭りなどの活動や都市住民との交流活動が行われている。

### “しまねの棚田ネットワーク”とは

各棚田地域で行われている様々な活動などについて、関係者で情報交換や意見交換を行い、連携して棚田を守って行くことを目的に各棚田地域・島根県・関係市町・県土連を会員として平成22年3月に設立され、現在、11の棚田組織が参加されています。

しまねの棚田情報は [しまね棚田元気ネット](#)  でご覧いただけます。

- “よずくの里”で棚田の情報交換会を開催 ..... 1
- 『農地維持支払』に取り組もう!! ..... 2
- シリーズ『土地改良相談の事例紹介』(第2回) ..... 3
- 松江チームがV ..... 4
- 今後の予定 ..... 4

# 『農地維持支払』に取り組もう!!

## 多面的機能支払交付金

中山間地域等直接支払で行っていた草刈りや泥上げなどの「集落の共同取組活動」に係る費用の全額を、農地維持支払(多面的機能支払)で支払っても、中山間地域等直接支払の実績(要件)として認められます。

### “中山間地域等直接支払取組み組織”における“農地維持支払”の活用例

#### 【現在の取組み】

中山間地域等直接支払交付金  
水田 : 9ha  
交付金 : 130万円



#### 平成26年度創設

農地維持支払(多面的機能支払)を活用  
 $交付金 = 9ha \times 3,000円/10a = 270,000円$   
 注) 田の基本単価 : 3,000円/10a



#### 【農地維持支払も取組み】



#### 【ポイント】

- ◆ 現在の集落協定(今のままの構成員)で『中山間地域等直接支払』と『農地維持支払』の両方の制度を一緒に取り組むことができます。
- ◆ 新たに両方の制度を一緒に取り組む場合は、集落協定の変更届が必要です。

問合せ先 : 島根県農地・水・環境保全協議会事務局(水土里ネット島根) TEL. 0852-32-4141

## シリーズ『土地改良相談の事例紹介』

### 第2回 =国税の延滞税利率の変更と賦課金の延滞金利率の変更=

#### ◆相談内容

国税の延滞利息を参考に改良区の賦課金の延滞金の利率を14.6%としている。

しかし、平成26年1月1日から国税の延滞税の利率が「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合を適用することとなり、今後は国税の延滞税利率が毎年変動する可能性があるが、国税の延滞税に合わせて土地改良区の賦課金の延滞金の利率も変更しなければならないか？

#### ◆回答

そもそも、延滞金の利息についてどの利率を適用すべきかということについては法令等の定めがありません。

したがって、必ず国税通則法第60条第2項の利息14.6%を適用しなければならないものでもないですし、また、国税の14.6%を適用し、その適用ルールに変更があった場合でも必ずそのルールに従わなければならない、というものでもありません。

現状として、多くの改良区で定めている定款で国税の14.6%を適用しているのは、賦課金の債権としての性質が国税に準じるものと考えられていることから、あくまで参考にしてはすぎません。

重要なのは、賦課金の延滞利息の考え方について根拠を明確にして説明でき、組合員も納得できるものであるかということになります。

そのことを改良区で検討され、必要であれば定款変更をしてください。

なお定款変更についてはあらかじめ県の担当部局と十分調整をおこなってください。

また、国税の延滞税に合わせた定款変更案について提示させていただきますが、あくまで参考例です。定款変更の際は改良区の実態にあったものを作成してください。

#### 【参考】定款変更案（第30条第1項）

**第30条** 第24条、第25条、第26条、第28条の2又は第28条の3の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じ、国税の延滞税に準じた延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料〇円を過怠金として徴収する。

#### ※注意事項

上記の定款改正案のように延滞金の利率を明示しない場合は、定款を見ても現在の利率が何パーセントかわからないので、次のことを整理しておく必要があります。

- ①組合員に対して利率を周知する方法を明確にしておくこと
- ②変動した利率について後年になってもわかるように整理しておくこと

◆ご相談・お問合せ先：水土里ネット島根／隠岐出張所 担当：前川（TEL：08512-2-9013）

# 松江チームがV 土地改良関係職員球技大会

島根県農村振興技術連盟(委員長・多久和卓志島根県農村整備課長)主催の「第43回土地改良関係職員球技(ソフトボール)大会」が8月2日出雲市の湖陵総合公園で開催され、各県土整備事務所などから9チームが参加し熱戦が繰り広げられた。決勝戦は松江と益田・隠岐の間で行われ、松江が7-6で益田・隠岐を下し優勝した。



熱戦を繰り広げる参加選手

県土連は、西部・浜田と県農村整備課と対戦し1勝1敗で残念ながら予選リーグで敗退した。その他の成績は次のとおり。

団体の部	チーム名	個人の部	氏名
優勝	松江	最優秀選手賞	富田弘行(松江県土)
準優勝	益田・隠岐	敢闘賞	北村雄太(隠岐県土)
第3位	雲南・技術	女子優秀選手賞	米江真貴(松江県土) 原利枝(益田県土)
第4位	西部・浜田	ホームラン賞	大石晋二(雲南県土・1本)

(県土連の成績)

◆予選リーグ 西部・浜田 7-6 県土連、県農村整備課 6-9 県土連

## ■今後の主な予定

開催日	内容	開催地
9月11日(木)	全国水土里情報利活用促進会議設立総会	東京都
9月11日(木)	全国ため池等整備事業推進協議会総会	東京都
9月11日(木)	都道府県水土里ネット事務責任者会議研修会	東京都
9月18日(木)・19日(金)	換地関係異議紛争処理対策検討会(中四国ブロック)	松江市
9月28日(日)	田んぼの学校(稲刈りコース)	雲南市・山王寺



水土里ネット島根 (島根県土地改良事業団体連合会)

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141  
ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メール[smndoren@shimanedoren.or.jp](mailto:smndoren@shimanedoren.or.jp)